

短期入所生活介護うれし野 運営規程 概要

(運営方針)

第2条 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努めるものとする。

2 事業所は、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、市町村その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めるものとする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、おおむね次のとおりとする。

① 施設長 1人

ア 施設長は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

イ 施設長は支障のない限り、社会福祉法人登豊会が設置する他の事業所等（以下「他の事業所等」という。）の業務を兼ねることができる。

② 医師 1人（非常勤）（特別養護老人ホームと兼務）

③ 生活相談員 1人

④ 介護職員 7人

⑤ 看護職員 1人

⑥ 管理栄養士 1人（特別養護老人ホームと兼務）

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の内容及び利用料等)

第8条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業内容は次によるものとし、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。なお厚生労働大臣が定める基準は、施設の見やすい場所に掲示するものとする。

- ① 利用者が3泊4日以上の利用となる場合の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成。
 - ②利用者の1週間に2回以上の入浴。
 - ③利用者の排せつの自立に向けた必要な援助及び排せつに係るおむつの適時適切な取り替え等。
 - ④利用者の離床、着替え、整容その他日常生活上の適時適切な世話。
 - ⑤利用者の心身、栄養状況及び嗜好等を考慮しての適時適切な食事の提供。
 - ⑥利用者の機能訓練。
 - ⑦利用者に対する適時適切なレクリエーション行事等。
 - ⑧利用者及び家族に対する適切な相談、助言、その他の援助。
 - ⑨その他利用者の心身状況に応じた自立支援及び日常生活を充実するための援助。
- 2 厚生労働大臣が定める基準により難しい費用がある場合は、その実費を徴収する。指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
 - 3 滞在費及び食費は別に定めるところによる。
 - 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとすることとする。
 - 5 日常生活費、利用者の希望に応じたレクリエーション行事費、理美容代、利用者が選定する特別な食事の費用、その他の費用等は別に定めるところによる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は羽島郡2町(岐南町 笠松町)各務原市及び岐阜市

(身体的拘束の禁止)

- 第13条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、身体的拘束等という)を行わないものとする。
- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第14条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる

ものとする。

- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附 則

この規程は平成18年7月1日から施行する

この規程は平成18年8月25日から施行する

この規程は平成21年3月9日から施行する

この規程は平成23年4月1日から施行する

この規程は平成25年5月23日から施行する

この規程は平成27年4月1日から施行する。

(2) 勤務体制

① 管理者・生活相談員・管理栄養士

勤務時間帯 8:30 ~ 17:30

② 看護職員・機能訓練指導員

日勤務 8:30 ~ 17:30

※夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

③ 介護職員

A 勤務 7:00 ~ 16:00

日勤務 8:30 ~ 17:30

B 勤務 14:30 ~ 23:30

C 勤務 23:30 ~ 8:30

※原則として職員1人あたり、入所者3人のお世話をします。

④ 介護職員(パート)

A 勤務 7:30 ~ 12:30

B 勤務 8:30 ~ 17:30

C 勤務 13:00 ~ 18:00

5. 嘱託医及び協力医療機関(特別養護老人ホーム)

(1) 嘱託医

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所(内科)

(2) 協力医療機関

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

病院名 松波総合病院

所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

病院名 澤田病院

所在地 岐阜県岐阜市光町2丁目46番地

病院名 近石病院